警察犬運用要領の制定について

（最終改正　平成２１年2月２７日徳鑑第６９号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて）

近年における犯罪は一段と広域化し、ますます悪質で巧妙化しつつある。また、犯罪、事故等の現場も従来にも増して複雑、多様化の度を深めている。こうした犯罪の質的変化、現場条件の変化等に対応するためには、科学捜査力の一端を担う警察犬の質的能力を高めるとともに、活動分野の拡大を図るなど犯罪情勢等に即した効果的な活用に努める必要があることから、警察犬運用要領を定め、運用の適正化を図るものである。

警察犬運用要領の内容は、

- ○　警察犬等審査委員会の設置
- ○　警察犬等の嘱託等及び解除
- ○　嘱託警察犬飼育報償費の支払い
- ○　警察犬の運用
- ○　警察犬の出動要請
- ○　警察犬使用上の留意事項
- ○　報告

等について定めている。